

改訂版 建設業における 粉じんによる疾病の防止 No.121101

新旧対照表 初版3刷（平成30年4月2日）

初版2刷（平成29年6月22日）			初版3刷（平成30年4月2日）		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
		(新設)	11	6行目	① <u>ドリルジャンボ（掘削機械）によるせん孔粉じん（図2-1参照）。</u> <u>図2-1 省略</u>
11	6行目	① ナトム（NATM）に代表されるコンクリート吹付け作業における吹付け粉じん（図2-1参照）。 <u>図2-1 省略</u> ② 発破の後ガス（図2-2参照） <u>図2-2 省略</u> ③ ダンプトラック等の内燃機関の排出ばい煙（図2-3参照） <u>図2-3 省略</u>	11	7行目	② ナトム（NATM）に代表されるコンクリート吹付け作業における吹付け粉じん（図2-2参照）。 <u>図2-2 省略</u> ③ 発破の後ガス（図2-3参照） <u>図2-3 省略</u> ④ ダンプトラック等の内燃機関の排出ばい煙（図2-4参照） <u>図2-4 省略</u>
12	1行目	④ <u>油圧機械、湿式機械による油又は水の飛散煙霧（図2-4参照）</u> <u>図2-4 省略</u>			(削除)
		(新設)	28	1行目	4. 有害性の低い粉状物質の管理 <u>化学物質のうち、有害性が低いものであっても粉状物質の微粒子を長期間にわたって多量に吸入すれば肺障害を起こすため、粉じん則の規制対象外の物質についても、ばく露防止対策を講じなければなりません。</u> <u>(1) 対象物質</u> <u>対象物質として、特筆すべき毒性（遺伝毒性、皮膚腐食性等）がなく、有害性が低い粉状のもので、これには、滑石（タルク）※、ポリ塩化ビニル、非晶質シリカのほか、プラスチック微粉末、木材粉じん等が含まれます。</u> <u>なお、タルク、非晶質シリカについては、粉じん則に則って、作業環境測定、ばく露防止措置、健康診断等を実施する必要があります。</u> <u>※滑石（タルク）とは、輝石、角閃岩、カンラン石といったマグネシウムのケイ酸塩を主成分とする鉱物からなる岩石が熱水変性して生ずる変成岩をいう。</u> <u>(2) ばく露防止対策</u> <u>粉状物質の取扱い作業における健康障害を防</u>

初版2刷（平成29年6月22日）			初版3刷（平成30年4月2日）		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
					<p>止するため、粉じん則の適用がない場合でも、次に掲げるべく露防止対策に取り組まなければなりません。</p> <p>① 粉状物質の濃度測定等 粉状物質の作業環境中の濃度を測定し、リスクアセスメントを行う。</p> <p>② 測定結果に基づく措置 粉状物質の取扱い作業での目標濃度は、吸入性粉じんで3mg/m³とし、目標濃度を超えた場合は、速やかに③以降の措置を講ずること。</p> <p>③ 作業環境管理 (a) 集じん・排気装置のフィルターの目詰まりによる集じん性能の低下を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底する。 (b) 集じん・排気装置のパッキンの不具合による漏えいを防止するため、使用開始前の取付け状態を確認する。</p> <p>④ 作業管理 (a) 有効な呼吸用保護具（防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具）の着用 (b) 日常的な清掃作業の実施など</p> <p>⑤ 健康管理 粉状物質の取扱い作業に従事する作業員について、一般健康診断のうち、胸部X線検査の結果を確認し、じん肺に関する異常所見が認められる場合には、医師の意見を聴き、必要に応じて作業転換を行うなど、健康管理を徹底する。</p>
28	1行目	<p>4. 清掃の実施（たい積粉じん対策）</p> <p>5. 作業環境の状態の把握</p> <p>6. 作業衣の管理</p> <p>※本文の変更なし</p>	29	6行目	<p>5. 清掃の実施（たい積粉じん対策）</p> <p>6. 作業環境の状態の把握</p> <p>7. 作業衣の管理</p>
		<p>6. 呼吸用保護具の保守管理 （新設）</p>	37	下から 5行目	<p>6. 呼吸用保護具の保守管理</p> <p>(1) 保護具着用管理責任者の選任 現場ごとに保護具着用管理責任者を労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任しなければなりません。 保護具着用管理責任者は次の訂正な選択、使用及び保守管理を行う必要があります。</p>

初版2刷（平成29年6月22日）			初版3刷（平成30年4月2日）		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
					<u>① 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導</u> <u>② 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄</u> <u>③ 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理</u>
36	2行目	<u>(1) 電動ファン付き呼吸用保護具</u> <u>(2) 取替え式防じんマスク</u> <u>(3) 使い捨て式防じんマスク</u> <u>(4) ろ過材の手入れ</u> <u>(5) ろ過材の交換</u> ※本文の変更なし	38	5行目	<u>(2) 電動ファン付き呼吸用保護具</u> <u>(3) 取替え式防じんマスク</u> <u>(4) 使い捨て式防じんマスク</u> <u>(5) ろ過材の手入れ</u> <u>(6) ろ過材の交換</u>
74		<u>第8次粉じん障害防止総合対策の推進について</u> <u>省略</u>	76		<u>第9次粉じん障害防止総合対策の推進について</u> <u>省略</u>
		(新設)	88		<u>粉状物質の有害性情報の伝達による健康障害防止のための取組について</u> <u>省略</u>